

## ご契約にかかわる重要事項

## 1 電気料金メニューについて

(1) お客様がご契約いただく電気料金メニューは、以下のとおりです。

契約種別：i でんきプランB

電気料金単価表：

	区分	単位	料金単価※ (円/税込)	
基本料金	契約電流 10 A	ひと月につき	280.80	
	契約電流 15 A	ひと月につき	421.20	
	契約電流 20 A	ひと月につき	561.60	
	契約電流 30 A	ひと月につき	842.40	
	契約電流 40 A	ひと月につき	1123.20	
	契約電流 50 A	ひと月につき	1404.00	
電力量料金 基準単価	最初の350 kWhまで	1 kWhにつき	22.87	
	350 kWhをこえる	1 kWhにつき	26.18	

※i ガスセット割単価がございます。(適用には条件がございます。)

契約種別：i でんきプランC

電気料金単価表：

	区分	単位	料金単価※ (円/税込)	
基本料金		ひと月1kVAにつき	280.80	
電力量料金 基準単価	最初の350 kWhまで	1 kWhにつき	23.32	
	350 kWhをこえる	1 kWhにつき	26.68	

※i ガスセット割単価がございます。(適用には条件がございます。)

契約種別：i でんきプラン低圧

電気料金単価表：

	区分	単位	料金単価※ (円/税込)	
基本料金		ひと月1kWにつき	859.03	
電力量料金		1 kWhにつき	15.51	

※契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

- (2) 【i ガスセット割】i でんきプランBおよびCの契約者であり、かつ、当社の都市ガス・簡易ガスならびに伊勢崎液化(株)をご利用中、または新規にご利用のお客様まで、ガスと電気のご契約者・ご使用場所が同じであり、ガスおよび電気料金のお支払いが口座振替であるお客様は、基準単価より1円を引いたガスセット割単価を適用させていただきます。

## 2 ご契約の成立および契約期間について

- (1) 需給契約は、お客様の需給契約の申し込みに対して、当社が供給承諾の意思表示を行った時に成立いたします。
- (2) 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。)の末日までといたします。
- (3) 契約期間満了に先だって、お客様と当社の双方が、需給契約の廃止または変更について申し入れを行わない場合は、需給期間は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

## 3 需給開始予定日について

- (1) 需給開始予定日は、原則として以下のとおりとなります。なお、需給開始日は、需給開始後にあらためて書面にてお客様にお知らせいたします。(お申し込み時のお客様情報の誤り等があった場合には、所定の手続きに時間を要することがあります。その場合は、予めお伝えした日に供給を開始できない場合があります。)
- スマートメーターが設置されていない場合：お申し込み後所定の手続きが終了した日から起算して8営業日に2暦日を加えた日以降到来する最初の検針日
- スマートメーターが設置されている場合：お申し込み後所定の手続きが終了した日から起算して1営業日に2暦日を加えた日以降到来する最初の検針日

※ご希望の需給開始日をご指定いただいても、その日から需給を開始することはできません。

- (2) お客様の電気メーターがスマートメーターでない場合には、需給開始にあたり、お客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者(東京電力パワーグリッド株式会社。以下、「当該一般送配電事業者」といいます。)がスマートメーターに取り替えに伺います。なお、取り替えにかかる費用は無料です。

## 4 他の小売電気事業者からの当社への切り替えについて

他の小売電気事業者から切り替えて当社の電気をご契約いただく場合には、解約に伴う不利益事項が発生する場合があります。他の小売電気事業との契約内容をご確認ください。

## 5 ご契約内容について

ご契約いただく電気料金メニューや、契約電力または契約電流または契約容量は、お客様のお申し込みいただいた内容に基づき適用いたします。

## 6 遡り申込みへの対応について

お客様が契約開始以前に、当該需要場所で電気を使用していた場合、無契約状態での電気使用を生じないよう、お客様から実際の電気使用開始日を確認し、正確な使用開始日に遡りご契約させていただきます。

## 7 使用電力量の計量方法について

使用電力量は、当社が当該一般送配電事業者から受領した、お客様の供給地点にかかる30分ごとの接続供給電力量といたします。

## 8 ご請求金額の計算方法等について

- (1) 月々の電気料金は、契約電流、契約容量もしくは契約電力によって決まる「基本料金」と、ご使用量に応じて決まる「電力量料金(燃料費調整額を含む)」の合計に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。
- ※燃料費調整額とは：電気をつくるために必要な燃料(原油・LNG(液化天然ガス)・石炭)の価格は、市場や為替などの外部要因により変動します。燃料費調整制度は、これらの価格変動に応じて電気料金を調整するしくみです。当月分の電気料金に適用する燃料費調整単価は、当社ホームページをご確認ください。
- ※再生可能エネルギー発電促進賦課金とは：再生可能エネルギーによって発電された電気について、国が定めた単価により購入し、電気事業者が購入に要した費用については、電気を利用するすべてのお客様に、賦課金として、電気のご使用量に応じて負担いただくものです。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、地域間の負担の公平性を保つために国により地域間調整を行い、全国一律単価とされています。電気料金に適用する再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当社ホームページをご確認ください。

## &lt;計算方法&gt;

電気料金＝基本料金(税込)＋電力量料金単価(税込)×ご使用量±燃料費調整単価(税込)×ご使用量  
＋再生可能エネルギー発電促進賦課金単価(税込)×ご使用量

※まったく電気をお使いにならない場合(先月の検針日から当月の検針日までの差し引きが0kWhの場合)の基本料金は、半額となります。

- (2) 料金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間および検計期間等(以下「計量期間等」といいます。)といたします。また、お引越し等により、計量期間等が1か月に満たない場合、日割計算を行います。

## 9 ご請求明細書等の通知

当社は、電気料金その他の請求額の明細書を当社所定のウェブサイトへ掲載することを通じて、電子データによりお客様に通知いたします。当該ウェブサイトへの明細書情報の掲載の時点をもって、当社によるお客様へのご請求が行われたものといたします。ただし、お客様からお申し出があった場合、請求書明細書・領収書(手数料各108円/通・税込)を郵送により通知いたします。また、この場合であっても、当社によるお客様へのご請求は、明細書情報の当該ウェブ サイトへの掲載の時点をもって行われたものといたします。

## 10 供給電圧および周波数について

供給電圧は、標準電圧100Vまたは200Vといたします。周波数は、50Hzといたします。

## 11 工事費等の負担について

契約の開始・変更、設備変更その他お客様の都合による契約内容の変更により、工事費等の負担金が発生した場合は、当該一般送配電事業者が算定した費用を当社がお客様に請求いたします。お支払い方法については別途当社からご案内いたします。

## 12 お支払い方法について

料金については毎月、原則口座振替によりお支払いいただきます。

## 13 ご契約の変更・解約およびそれに係る料金について

- (1) ご契約内容の変更またはご契約の解除をご希望される場合は、当社問い合わせ先へお電話いただくか、または当社ホームページからお手続きをしていただけます。
- (2) 他の小売電気事業者への切り替えに伴う解約については、当社へご連絡いただく必要はありません。切り替え先の小売電気事業者へお申し込みください。
- (3) お客様が契約電流、契約容量もしくは契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電流、契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合は、当社は需給契約の消滅または変更の日に、料金および工事費を精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常防災等やむをえない理由による場合を除きます。

## 14 当社からの申し出による契約の解約に関する事項について

- (1) お客様が、次のいずれかに該当する場合には、契約を解約することがあります。なお、この場合にはあらかじめ解約日をお知らせいたします。
- ア 電気料金を、支払期日を経過してなお支払われない場合
- イ 他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
- ウ 電気需給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息、工事費負担金その他電気需給約款から生ずる金銭債務をいいます)を支払われない場合
- エ お客様がその他電気需給約款に反した場合
- (2) お客様が次のいずれかに該当し、当社の定めた期限までにその理由となった事実を解消されない場合、契約を解約することがあります。
- ア お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合
- イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
- ウ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
- エ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用された場合
- オ その他、当社が定める電気需給約款に反した場合
- (3) お客様が、当社へ連絡なく移転され、電気の使用がないことが明らかな場合

## 15 違約金について

お客様が不正に電気を使用されたことにより料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

## 16 電気の使用に伴うお客様の協力について

電気の使用にあたり、当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それに伴い、当社もしくは当該一般送配電事業者からお客様に以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。

- ・お客様の承諾を得た上で、当該一般送配電事業者が必要な業務のために実施するお客様の土地・建物への立ち入り
- ・お客様の電気のご利用に伴い、他者の電気の使用を妨害する恐れがある場合の、電気の高品質の維持・改善のために必要な装置・設備の施設
- ・電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客様が電気工作物の変更の工事をを行い、その工事が完成した場合のその旨の通知
- ・お客様の電気のご利用に際し、必要な設備の工事などのための作業用地の確保
- ・電気の需給および保安上の必要がある場合に、当該一般送配電事業者が電気の供給を停止する場合であって、当該一般送配電事業者が、自らの供給設備もしくはお客様の電気設備において、適切な処置を行う場合におけるお客様の協力
- ・異常湧水等により電気の需給上やむをえない場合等、当該一般送配電事業者が託送供給等約款にもとづき供給時間中に電気の供給を中止し、または

